pal*system
パルシステム茨城 栃木

２０２５年度

組合員活動のしおり

もっといい明日へ
超えてく

国際協同組合年
協同組合はよりよい世界を築きます

目次

1	パルシステム茨城 栃木の理念	P. 3
2	協同組合アイデンティティに関する ICA 声明	P. 4
3	パルシステム茨城 栃木が組合員活動でめざすもの	P. 5
4	総代及び総代会の役割	P. 5
5	生協の総代や組合員活動への参加の場	P. 6
6	エリア活動 1. センター委員会　2. 地域自主的活動（palくらぶ／palサークル）	P. 7-12
7	テーマ別組合員活動	P. 13-14
8	テーマ別組合員活動方針	P. 15-16
9	交流活動 1. パルシステム産地交流活動　2. 食と緑の交流事業 3. 生産者消費者協議会　4. 公開確認会 5. 大豆トラスト活動	P. 17
10	商品活動 1. パルシステムの「5 つの超えてく」宣言　2. 商品統括活動 3. パルシステム・ライフアシスタント（PLA） 4. ほしいをカタチにプロジェクト	P. 18-19
11	くらしサポート活動 1. 生活支援たんぽぽ　2. くらし見直しの会　LPA（ﾗｲﾌﾌﾟﾗﾝ・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ） 3. カレッジ「とらいあんぐる」	P. 20-21
12	1. ピースアクション実行委員会（茨城県生協連） 2. 茨城県ユニセフ協会運営委員会 3. 栃木県生協連	P. 22
13	福祉政策推進委員会、福祉プロジェクトチーム	P. 23-24
14	組合員活動費の考え方	P. 25
15	企画参加費の考え方	
16	試食会や料理講習会を実施するときの注意事項	P. 26
17	食中毒等の事故をおこさないための注意事項	P. 27
18	施設利用案内	P. 28-29
19	組合員活動中の事故などに対する保険制度（行事保険・生協福祉活動保険）	P. 30-31
20	組合員活動における「託児」に関するお願いとお約束	P. 32-33
21	組合員活動における「個人情報」についてのお約束・ガイダンス	P. 34
22	ソーシャルメディア使用に関する姿勢、行動、基本マナーについてのお願い	P. 35
23	パルシステムグループの商品政策	P. 36
24	パルシステム茨城 栃木　本部・事業所案内	P. 37

1. パルシステム茨城 栃木の理念

心豊かなくらしと共生の社会を創ります
一人ひとりの愛と自立した協同の力で
心豊かなくらしの創造と
誰もが公平に生きつづけられる
社会をめざします

「心豊かなくらし」

パルシステムは物質的な豊かさだけではなく、心の豊かさや安らぎとくらしの質、そして人と人との結びつきを大切な価値として求めていきます。

「共生の社会」

パルシステムは、自然と人の共生を基本において、地域や属性を越えた人と人との共生、そして現在と未来の共生をめざし、人と人とが助け合う社会を実現します。

「一人ひとりの愛と」

・・・ひとはだれでも愛を持っています。そのことを第一義と考えます。

「自立した協同の力で」

・・・組合員、役・職員、そして生協を取り巻く多くの人たちもそれぞれに自立しています。個々人が自立しながら協同する必要を表しました。

「心豊かなくらしの創造と」

・・・成長の時代から心の癒しの時代への流れを表しました。

「誰もが公平に生きつづけられる社会をめざします」

・・・生協の使命は、生協の枠だけで終わるものではありません。生きる全ての人に与えられた人権です。その責任の一端を担うことの表明です。

2. 協同組合アイデンティティに関するICA声明

～協同組合の『定義』『価値』『7つの原則』～

1995年、国際協同組合同盟（ICA注）100周年記念大会が、イギリスのマンチェスターで行われ、新しい「協同組合原則」が決定されました。これは、いかなる社会的、経済的制度のもとでも、すべての協同組合が守っていく普遍的な原則です。

定義　協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。

価値　協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公平、そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、誠実、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

原則　協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

［第1原則］ 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のある全ての人々に対して開かれている。

［第2原則］ 組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は（一人一票という）平等の議決権を持っている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

［第3原則］ 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の協同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する。

＊準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するため（その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする）
＊協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため
＊組合員の承認により他の活動を支援するため

［第4原則］ 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行ったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行う。

［第5原則］ 教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。

［第6原則］ 協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

［第7原則］ コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じて、コミュニティ（地域社会）の持続可能な発展のために活動する。

注：ICA（国際協同組合同盟：International Co-operative Alliance）
世界各国に協同組合運動を普及したり、世界平和を実現するためにさまざまな活動に取り組んでいる世界最大のNGO（非政府組織）。日本生協連は1952年に加盟。

3. パルシステム茨城 栃木が組合員活動でめざすもの

●パルシステム茨城 栃木の理念・ビジョン・方針に基づいて活動し、パルシステムの輪を広げます。
●組合員の「自主的・自発的な活動」を応援し、一人ひとりの組合員がいきいきと楽しく活動できる「参加の場」を広げることをめざします。
●くらしや社会が多様化する中で、価値観やライフスタイルの違いを認め合い、お互い様の気持ちで助け合い、尊重し合う運営を大切にします。
●食と農と環境を考え、産直運動を通して、生産者と消費者が共につくる持続可能な資源循環型社会づくりに取り組みます。

4. 総代及び総代会の役割

生協は、消費者の組織です。一人ひとりの組合員の声や願いを寄せ合って、健康で豊かな生活をめざしています。みんなが「出資して、利用して、運営に参加する」ことが生協の大きな特徴です。
「総代」は、組合員の代表として総代会に出席し、一年間の活動方針などを決定します。また、総代会議などの場を通じて、組合員の声を生協運営に反映させたりします。

【総代及び総代会の役割】

①「総代」は、事業活動の進捗をチェック
総代会で確認した方針にそって事業活動がすすめられているかをチェック。

②「総代」は、総代会議案・方針案づくりに参画
組合員としてパルシステム茨城 栃木をみて、「ここは改善したほうが良い」「もっと続けて欲しい」「これは止めたらどうか」「こんなことを始めて欲しい」などの声を発信。

③「総代会」で議決する
「総代会」は、年に 1 回 6 月に行われる生協の最高意思決定機関で、パルシステム茨城 栃木の事業や活動の方針を決めます。そして、その議決に参加できるのは、組合員の代表である「総代」のみなさんです。

Q: 「総代」ってどんな人がなるの？
A: 組合員であれば立候補することができます。（生協に雇用されている人は、総代になれません。）
任期は、10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日までの 1 年間。毎年立候補で受け付けます。
総代の定数は 312 名です。

【2025 年度総代スケジュール（予定）】

2025 年 7 月 総代立候補 受付開始 ⇨ **2025 年 10 月 1 日 総代就任** ⇨ **2025 年 11 月 秋のエリア別 総代説明会** ⇨ **2026 年 2 月 事業活動方針 検討会議** ⇨ **2026 年 4 月 春のエリア別 総代説明会** ⇨ **2026 年 6 月 総代会** ⇨ **2026 年 9 月 30 日 任期終了**

5. 生協の総代や組合員活動への参加の場

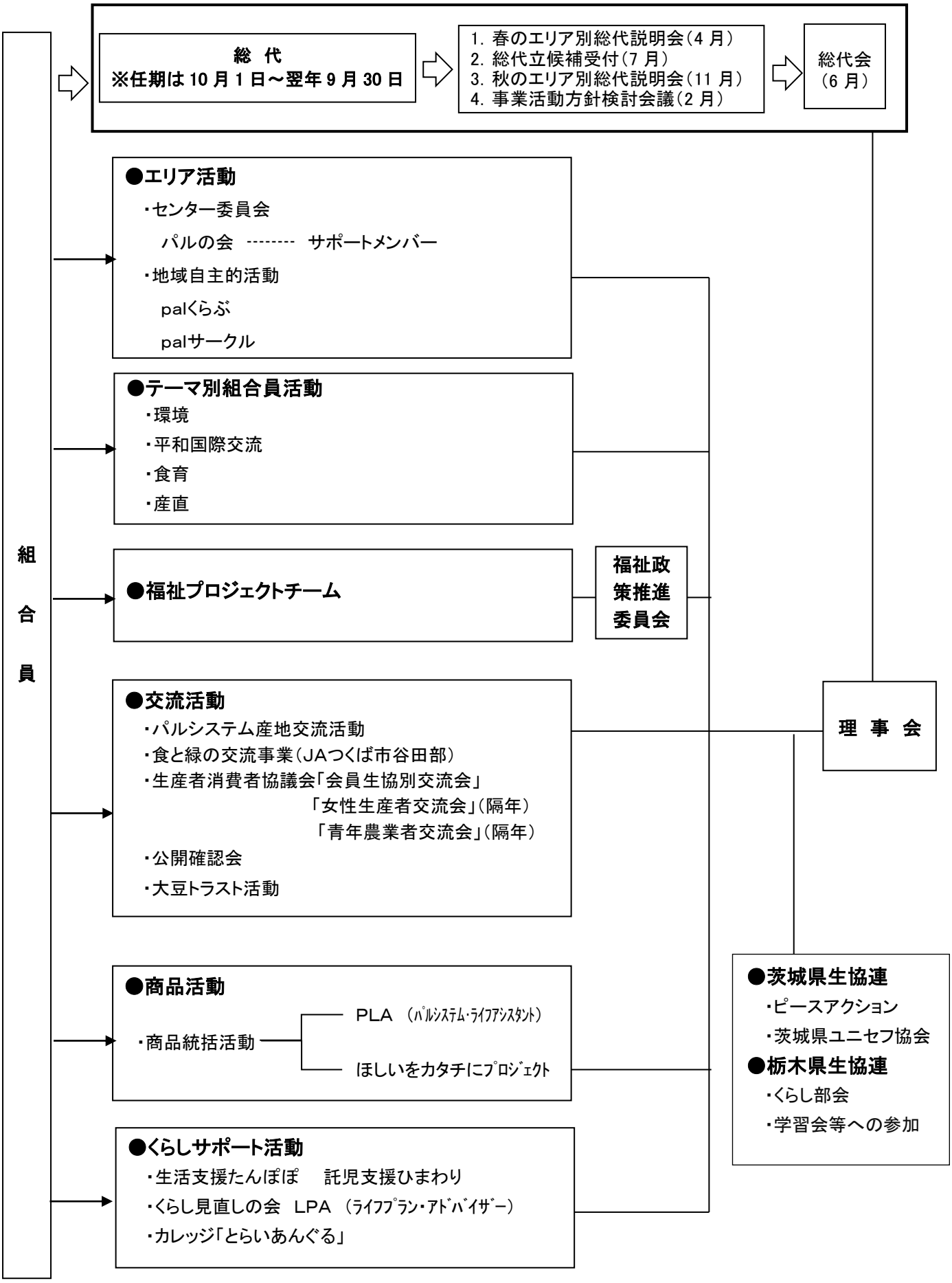

6. エリア活動

1. センター委員会

【目的】

パルシステム茨城 栃木の理念・ビジョン、政策や方針に基づき、自主的・自発的な組合員活動の組織として、地域に根ざした活力あるセンター委員会活動をすすめます。

【役割】

①パルシステムの「商品」の魅力を伝えること、また、くらしに役立つ「学びの場」を提供することにより、パルシステムのファンを増やします。

②センター委員自らが楽しくいきいきと活動することにより、組合員のセンター委員会に対する関心を高め、共に活動する仲間を増やします。

③「商品」を軸にした地域での活動「パルの会」の運営及びサポートをおこないます。

④センター広報紙（ニュース）を発行し、体験したことや学んだこと、参加できる企画案内などを地域の組合員に伝え、広げます。

⑤組合員活動に関わる課題や情報の共有、協議、交流をおこないます。

⑥【pal くらぶ】との連携をはかり、活動の広がりをつくります。

【構成・登録】

①正式名称を「○○センター委員会」とします。

②委員長（1名）、副委員長（1 名ないし 2 名）、会計（職員）をおきます。

③委員会メンバーは組合員向けに募集をおこないます。（15 名程度）

④登録期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで（事業年度）とし、1 年ごとの更新となります。

⑤構成は、各センター委員、エリア担当理事、センター長、副センター長、地域活動推進部とします。

⑥センター委員は、パルシステムの取り組みや利用のしくみ、取り扱い商品をご理解いただくために、原則として「通常利用」をされている組合員とします。

⑦センター委員会の委員長・副委員長とテーマ別組合員活動のリーダー・副リーダーは兼務できません。

⑧役職員・定時職員は、センター委員会メンバーになることはできません。

【運営】

①委員会メンバーより委員長・副委員長を選出し、メンバーがお互いに自覚と責任をもって民主的な運営をおこない、定例会議を毎月開催します。

②委員長・副委員長は、センター委員会定例会議の議事進行及び記録、並びに「パルの会」とセンターエリア全体の取り組みのまとめ役を担います。

③センター委員会定例会議では、理事会及び本部報告やセンターからの事業報告、取り組み提案等の他、センターエリアにおける課題や情報の共有化及び組合員活動の企画・協議・調整をおこないます。

④センター委員会では、年間の活動計画をメンバーで相談の上、計画書を作成し地域活動推進部に提出します。年間計画づくりにあたっては、テーマ別組合員活動（環境、平和国際交流、食育、産直）から提起される活動方針を受け、各エリアのスタイルに応じたエリア企画として、活動計画に落とし込んでいきます。

⑤センター委員会では、企画報告書をセンター委員（副委員長）が企画開催ごとに作成し、センター長が内容確認後、地域活動推進部に送付します。

⑥定例会議の報告書は、書記（副委員長）がフォーマットに記録したものに基づき、会議終了後に委員長・副委員長・理事・センター長で会議の内容を振り返り、修正を加え、統一様式の報告書「センター委員会定例会報告書」にまとめます。振り返りでまとまったものをセンター長もしくは副センター長がパソコン入力し、地域活動推進部に送付します。（会議後 1 週間以内に送付）

⑦センター広報紙を月 1 回程度発行し、エリア組合員に向け、センター委員会からのお知らせ、活動報告、企画案内などの情報提供をおこないます。広報紙は、センター委員会で作成し、センター長が内容を確認の上、発行します。作成責任はセンター委員会、発行責任はセンター長です。

⑧四半期に一度【pal くらぶ】代表者がセンター委員会に出席し、活動報告や組合員向け企画提案などをおこなう中で、エリアにおける活動の連携を図ります。それ以外、必要に応じての参加も可能とします。

⑨委員長・副委員長は、上期（9 月）の年1回、「センター委員会委員長副委員長会議」に出席し、パルシステム茨城 栃木の活動方針や他エリアの活動内容等の報告を受け、センター委員会で共有し各エリアの活動に活かします。

【託児】

①センター委員会開催にあたって、託児を必要とする場合は 4 週間前までに「託児支援ひまわり」などに依頼します。

②センター委員会出席者の子どもの託児料は、無料とします。

【その他お約束】

①試食会や料理講習会など食材を使用する場合は、原則としてパルシステムで取り扱っている商品を使用して下さい。

②センター委員会の連絡窓口は、各センターのセンター長とします。

③政治や宗教活動、営利を目的とした活動はできません。

④組合員に対し、署名やカンパ等を求める場合は、理事会の承認を必要とします。

≪パルの会≫

【目的】

①誰もが」「気軽に」「身近なところで」集える場や機会を増やします。

②商品の試食を中心に、あれこれおしゃべりをしながらくらしに役立つ情報を楽しく学び交流します。

③商品を食べて知り、パルシステムのファンを増やします。

④「パルの会」以外の企画や活動への参加の広がりをつくります。

【運営】

①センターのある市町村とその他会場確保ができ開催可能な市町村を 1 つ（以上でも可）選定し、募集をおこないます。1 センターエリア 2 市町村以上。（年間登録制）

・パルシステム商品等の試食や、様々な情報を得られる集まりのいち参加者として募集します。

・募集人数は 3 名～10 名程度とします。（人数が多くなった地域は会を分割も可能）

・登録期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで（事業年度）とし、1 年ごとの更新となります。
ただし年度途中での登録も可能とします。

・パルの会の登録については、原則として 2 年間を目安とします。

・登録メンバーは無報酬です。

・未加入の友人等が会へのゲスト参加も可能とします。

・メンバーの中で可能な方は、当日の準備や後片付け等のお手伝に参加いただき、「パルの会」への関わりを深めます。

②立ち上がった会の担当委員を決めます。

③開催は四半期に 1 回程度（年／4 回程度）。

④パルの会開催時の情報伝達内容をセンター委員会で意思統一します。

⑤試食商品選定は、パルシステム茨城 栃木の方針・計画に連動し、提案を受けた商品を基本に、その他の商品はセンター委員会の判断で選定します。

・パルの会での話し合いにより選定することもできます。

・試食商品等の説明は、センター委員会での学習や PLA メンバーの協力によりおこないます。

⑥役職員・定時職員は、パルの会のメンバーになることはできません。

※補足説明：エリアごとに状況も異なるため開催回数は年 4 回程度とし、開催回数、時期、内容などは各センター委員会でご検討ください。今後は内容の見直しも検討していきます。

【チャレンジ課題】

商品試食をきっかけとして、「試食」⇒「学習会」「料理教室」⇒「見学会」などの興味の広がりと深まりにつなげます。

・メンバーに企画、運営をお手伝いいただくことで、新たなセンター委員の候補を育てます。

《パルの会サポートメンバー》

【サポート内容】

「パルの会」開催にあたり、センター委員会メンバーと一緒に事前準備や「パルの会」開催日当日の準備や後片付け等のサポートをします。

①センター委員会が決定したメニューに基づく「試作」をおこなう事前準備の段階から参加いただき、商品についての情報や当日のすすめ方などを確認します。

②「パルの会」開催日当日の準備及び参加メンバーのサポート、後片付けをおこないます。

※サポート活動の時間は、センター委員会によって異なります。都度ご案内いたします。

③「パルの会」開催時には、一緒に試食、学習、交流にご参加いただけます。

【活動内容】

①「パルの会」の開催は年4回程度

②「パルの会」の事前準備（試食品の試作等）

※事前準備の実施の有無や回数は、センター委員会により異なります。

【登録期間】

① 4月～3月までの1年間（毎年更新）

【活動場所】

①事前準備：パルシステム茨城 栃木 各センター活動施設

②「パルの会」開催日当日：ご希望の「パルの会」開催会場。

【活動補助】

①事前準備、当日の運営サポートの参加毎に、1,000 ポイント付与と交通費（実費）を支給。

②託児料は無料。

《センター委員会の地域向け企画》

【対象者】

エリア内全組合員及び地域の方々

【運営】

①センター委員会で企画・実行し、センター長・副センター長・エリア担当理事・地域活動推進部がサポートします。

②企画にかかる経費は、予算化された年間活動費でまかないます。

③センター委員会企画申請書を作成し、地域活動推進部に提出します。終了後は、報告書をセンター委員（副委員長）が企画開催ごとに作成し、センター長が内容確認後、地域活動推進部に送付します。

④センター委員会企画で、委員に役割を担ってもらう場合は、活動補助費として 1,000 円と交通費を実費支給します。

【ルール】

①見学会・学習会・講演会の申し込みについて

＊申し込みは開催日の **3ヶ月前**までに、別紙センター委員会企画申請書を提出して下さい。

＊産地・メーカーの都合で日程の変更をお願いする場合があります。

②産地見学会の際、産地・メーカーへのお土産は不要です。

③講演会・講習会・学習会の講師代等（謝礼）について

＊パルシステム協力会への講師依頼の場合は、労務提供代として1社一律 10,000 円（税別）がかかります。サンプル商品は有償となります。また別途材料代がかかる場合があります。

＊産地（生産者）による講演・料理講習会等については、講師料・材料代がかかる場合があります。（講師料・材料代等については、事前に地域活動推進部にて確認をおこないます。支払いが発生した場合は、必ず領収書をもらって下さい。）

④企画申込者への案内は、申込者全員に当落結果ならびに参加案内のお知らせをしてください。

⑤試食会や料理講習会など食材を使用する場合は、原則としてパルシステムで取り扱っている商品を使用

して下さい。

⑥工場やセットセンター見学の場合、安全上子供の受け入れができない場合がありますので、事前に確認して下さい。

⑦学習会・講演会等の参加者は、レポートもしくはアンケートの提出をお願いします。

《センター委員会の活動費》

(1)センター委員会活動費

①センター委員会の年間活動費は、各センターエリアの利用組合員数及びセンター委員数を目安にして予算化します。

②活動費には、センター委員会企画の交流会・講演会・講習会・会場費・託児費の他、委員の活動手当てや交通費等が含まれます。

(2)委員個人の活動手当て

＜活動手当ての基本的な考え方＞

センター委員の活動手当ては、センター委員として登録した組合員個人に、センター委員会の目的に沿った活動および運営をする役割に対して支払うものです。仕事に対する対価や賃金ではありません。

① 1ヵ月の役割手当ては、委員長 9,000 円、副委員長 6,000 円、委員 4,000 円とします。

②支給方法は、後払い支給とします。(9 月と 3 月の年 2 回の後払い)

(3)その他補助

①定例会議やセンター委員会が招集する集まりに際し、活動補助費として一人当たり 1,000 円／日及び交通費を実費支給します。

②センター委員会企画で実行委員会を立ち上げた場合は、そのメンバーに活動補助費として一人当たり 1,000 円／日及び交通費を実費支給します。

(4)会場費補助

有料施設を使用する場合は、組合員活動予算から支出します。

(5)託児費補助

託児にかかる経費は、組合員活動予算から支出します。

※定例会議やセンター委員会が招集する集まりに出席する委員が、子どもを預ける場合の託児料は無料とします。

2. 地域自主的活動 （palくらぶ／palサークル）

	palくらぶ	palサークル
目的と役割	＜共通＞ ①地域における自主的活動は、パルシステム茨城 栃木の事業エリアに組合員活動を広げていくうえで、活動基盤の一つとして必要な活動です。 ②一人ひとりの組合員が興味や関心を持っている共通のテーマを、仲間とともに実現する自主自発的な活動で、メンバーがお互いに自覚と責任を持って民主的な運営を大切にします。	
	【palくらぶ】 ①共通のテーマをもとに、パルシステム茨城 栃木の方針や事業に沿った活動をおこないます。 ②自らの活動を組合員や地域に伝え、広がりと活力ある多様な参加の場を提供し、パルシステム茨城 栃木の活動の輪を広げます。	【palサークル】 ①共通のテーマをもとに、パルシステム茨城栃木を通じて地域で人と人とがつながり共に育ち、広がりと活力ある活動を進める組合員の多様な参加の場です。
活動テーマ	【palくらぶ】 ・テーマは一つ 商品・食育・福祉・平和・環境・子育て支援・くらしと健康・食と農等、パルシステム茨城 栃木の方針に沿った活動とします。	【palサークル】 ・テーマは自由 複数のテーマを選択することも可能です。

<table>
<tr><td>構成・登録</td><td colspan="2">＜共通＞
① 【palくらぶ】【palサークル】の名称を決めます。
②メンバーの登録は、組合員 3 人以上で構成し、メンバー全員の名前・組合員番号を登録します。登録人数の上限はありません。
③メンバーのセンターエリアは限定しません。
④組合員 1 名（＝組合員番号 1 つ）につき、1 つの登録とします。組合員以外も登録は1つです。
⑤組合員家族と組合員以外も登録できますが、組合員 3 名の登録枠には登録できません。
⑥②の条件を満たしていれば、参加メンバーとして、登録メンバー以外の組合員や組合員の家族、組合員でない方もその活動に参加できます。
⑦登録期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで（事業年度）とし、1 年ごとの更新となります。
⑧登録は期中での登録も可能です。その場合の補助費は登録月から年度末までの月割での支給とします。
⑨組合員活動費は、組合員一人ひとりが商品やサービスを利用することから生み出される貴重なお金であることから、公正に有効かつ適正に使います。その観点からメンバーの登録をする組合員は、原則として「通常利用」をされている組合員とします。
⑩1人の組合員が複数の【palくらぶ】や複数の【palサークル】、また【palくらぶ】と【palサークル】の両方に登録することはできません。センター委員会メンバー、パルの会メンバーは、【palくらぶ】または【palサークル】のメンバーになることができます。なお、役職員・定時職員は【palくらぶ】及び【palサークル】のメンバーになることはできません。</td></tr>
<tr><td>運営・
ルール</td><td colspan="2">＜共通＞
①メンバーがお互いに自覚と責任を持って民主的な活動をおこないます。
②「組合員活動のしおり」の内容について、メンバー内で共有と理解をいただける【palくらぶ】【palサークル】とします。
③登録にあたっては、組合員の中から必ず代表者を決め、登録申請書ならびに年間活動計画書を作成し、活動エリアのセンターに提出して下さい。
④活動した際には活動報告書を作成し、活動日から 1 週間以内に登録センターに提出して下さい。また、年度末には年間活動報告書と会計報告書（領収書添付）を登録センターに提出して下さい。
⑤メンバー以外の組合員を募集する企画は、センター委員会と協力して開催することもできますので、センター委員会にご相談ください。
⑥センター委員会で得た情報は、メンバーで共有してください。
⑦活動内容等について、センター広報紙への掲載の協力をお願いする場合があります。
⑧組合員以外のメンバーへのパルシステム茨城 栃木紹介チラシの配布や生協加入のお誘い、ならびにメンバーに向けて、商品の紹介活動やイベント情報をご案内させていただく場合があります。また、活動に関するアンケートや聞き取りをお願いする場合があります。
⑨メンバーに変更（増減）があった場合は、必ず登録したセンターに申し出て下さい。
⑩年度途中にメンバーが 3 名未満になった場合は、3 ヶ月以内にメンバー補充をおこなって下さい。申し出があってから 3 ヶ月を過ぎても 3 名に満たない場合は活動を継続することはできません。</td></tr>
<tr><td></td><td>【palくらぶ】
①活動は随時で、年 3 回以上おこなうこととします。
②代表者は年度初めのセンター委員会に必ず出席し、組合員活動に関する説明を受けるとともに活動内容の報告をおこないます。また、四半期に 1 回センター委員会に必ず出席し活動内容の報告をおこないます。
代表者が出席できない場合は、必ず代理の方が出席してください。
③「palくらぶ」が主催するメンバー以外の組合員を募集する企画を年 1 回以上開催してください。開催できなかった場合は、次年度の登録をお断りさせていただく場合があります。（別紙「組合員募集企画開催の手引き参照」）
④センター委員会との交流会への参加、ならびに「palくらぶ」同士の交流会への参加のご案内をさせていただきますのでご参加ください。
⑤ センター委員会企画への協力要請をさせていただく場合があります。</td><td>【palサークル】
①活動は随時で、活動回数のしばりはありません。
②代表者は年度初めのセンター委員会に必ず出席し、組合員活動に関する説明を受けるとともに活動内容の報告をおこないます。代表者が出席できない場合は、必ず代理の方が出席してください。
③センター委員会との交流会への参加案内やセンター委員会企画への協力要請をさせていただく場合があります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">活動補助・
支援内容</td><td colspan="2">＜共通＞
①各センターの活動施設が利用できます。②託児支援ひまわりの託児制度が利用できます。
③カレッジ「とらいあんぐる」の制度が利用できます。④センター委員会に参加する際、子どもを預ける場合の託児料は無料とします。⑤センター委員会からの要請で活動に参加した場合は、参加メンバーの活動補助費として一人当たり 1,000 円／日及び交通費を実費支給します。</td></tr>
<tr><td>【palくらぶ】
(1)活動補助
①「活動補助費」として、年間 24,000 円を支給します。ただし、期中結成の場合は、月割り相当額(1 ヶ月当たり 2,000 円)とします。
②「活動補助費」の使途については、特に制約はありませんが、各自の交通費や食事代等にあてることはできません。
③【palくらぶ】が主催する一般参加(組合員及び地域の方々)を募集する企画を開催する場合は、「企画補助費」として年間 30,000 円を上限に補助します。
④【palくらぶ】が主催する一般参加(組合員及び地域の方々)を募集する企画の参加者に託児を付ける場合、託児にかかる費用は企画補助費とは別に生協が負担します。
⑤「企画補助費」を活用する場合は、必ず事前に企画補助費申請書を作成し、登録したセンターを通じて地域活動推進部へ提出し承認を受けます。企画内容は、登録した活動テーマに関わる内容に限ります。企画開催回数は1回以上とし、上限は設けません。
⑥その際の一般募集は、原則としてセンター委員会広報紙で広報することとします。(広報紙への掲載タイミングを考え、企画開催日の3ヵ月前までの企画提案が必要です。)
(2)「補助費」の精算方法
①「活動補助費」は年度末までに「活動補助費会計報告書」に領収書を添付し提出するとともに、補助費が残った場合は残金をセンターに持参し返納して下さい。
②「企画補助費」は、企画終了後一週間以内に「企画補助費会計報告書」に領収書を添付しセンターに提出して下さい。内容を確認の上、補助費上限の枠内でお支払いします。</td><td>【palサークル】
(1)活動補助
①「活動補助費」として、年間 6,000 円を支給します。ただし、期中結成の場合は、月割り相当額(1 ヶ月当たり 500 円)とします。
②「活動補助費」の使途については、特に制約はありませんが、各自の交通費や食事代等にあてることはできません。
③活動の際にパルシステム商品を使用した場合に限り、別途、年間上限 4,000 円を補助します。

(2)補助費の精算方法
①「活動補助費」は年度末までに「活動補助費会計報告書」に領収書を添付し提出するとともに、補助費が残った場合は残金をセンターに持参し返納して下さい。
② 「商品補助費」は、使用の都度、「商品補助費申請書」に「お届け情報」のコピーを添付し、センターに提出してください。palサークル代表者の商品ご利用代金より相殺のうえ、お支払いとさせていただきます。</td></tr>
<tr><td>その他
お約束</td><td colspan="2">＜共通＞
①活動の際に使用する商品は、原則としてパルシステムで取り扱っている商品をご利用下さい。
②連絡窓口は、各センターのセンター長もしくは副センター長とします。
③産地や工場見学に関しては、センターエリア全体企画となりますので、希望がある場合はセンター委員会にご提案下さい。
④活動補助費の使途については、主に活動に際しての会場費や講師料などを利用した場合にあてることができます。なお、備品の購入や各自の交通費、食事代、他団体への支出などにあてることはできません。その他にも活動補助費の対象とならない場合があります。不明な点は事前にお問合せください。
⑤政治や宗教活動、営利を目的とした活動はできません。
⑥組合員に対し、署名やカンパ等を求める場合は、理事会の承認を必要とします。
※「運営・ルール」や「その他お約束」が守られない場合は、次年度以降の登録をお断りさせていただく場合がございます。あらかじめご承知おきください。
※「活動補助費会計報告書」をパソコンで作成される場合はフォーマット(エクセルワークシート)をお送りしますので、下記の地域活動推進部までご連絡ください。</td></tr>
</table>

【palくらぶ】ならびに【palサークル】活動に関する相談・質問等は、地域活動推進部までお問合せ下さい。

7. テーマ別組合員活動

【目的】

パルシステム茨城 栃木の理念・ビジョン、政策や方針に基づき、自主的・自発的な組合員活動の組織として、地域に根ざしたテーマ別「環境・平和国際交流・食育・産直」の組合員活動をすすめます。

【役割】

①くらしに役立つ「学びの場」を提供すること、また、パルシステムの「商品」の魅力を伝えることにより、パルシステムのファンを増やします。

②メンバー自らが楽しくいきいきと活動することにより、組合員のパルシステムに対する関心を高め、共に活動する仲間を増やします。

③組合員活動に関わる課題や情報の共有、協議、交流をおこないます。

④センター委員会やパルの会との連携をはかり、活動の広がりをつくります。

⑤イベントの計画・実行にとどまらず、そのテーマについての学習等もおこなえる場とします。

【構成・登録】

①正式名称を「テーマ別組合員活動○○」とします。（○○および呼称は環境・平和国際交流・食育・産直とします。）

②構成は、組合員、理事 1～2 名、担当職員 1 名とします。

③各テーマ別組合員活動には、リーダー1名、副リーダー1 名をおきます。リーダー1名、副リーダー1 名はメンバーの互選で決定します。

④活動メンバーは組合員向けに募集をおこないます。

⑤登録期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで（事業年度）とし、1 年ごとの更新となります。

⑥組合員は、パルシステムの取り組みや利用のしくみ、取り扱い商品をご理解いただくために、原則として「通常利用」をしている組合員とします。

⑦組合員 1 名（＝組合員番号 1 つ）につき、1 つの登録とします。組合員以外は登録できません。

⑧テーマ別組合員活動のリーダー・副リーダーとセンター委員会の委員長・副委員長は兼務できません。

⑨役職員・定時職員は、テーマ別組合員活動のメンバーになることはできません。

【テーマ別組合員活動のメンバーの手当】

(1)リーダー、副リーダーの活動手当て

①リーダーと副リーダーの役割手当は、テーマ別組合員活動のメンバーとして登録した組合員個人に、目的に沿った活動および運営をする役割に対して支払うもので、仕事に対する対価や賃金ではありません。

②1 ヶ月の役割手当として、リーダーは 3,000 円、副リーダーは 2,000 円とします。

③支給方法は、後払いとします（9 月と 3 月の年 2 回）。

(2)その他の手当て

①定例会議や諸活動の集まりに際し、活動補助費として一人当たり 1,000 円／日および交通費を実費支給します。

(3)会場費補助

①有料施設を使用する場合は、組合員活動予算から支出します。

(4)託児補助

①託児にかかる経費は、組合員活動予算から支出します。

＊定例会議や諸活動の集まりに出席するメンバーが、子どもを預ける場合の託児料は無料とします。

【運営】

①理事会で確認されたパルシステム茨城 栃木の年度方針に基づき、テーマ別の年度方針を作成します。その方針は、テーマに関する取組みの考え方や方向性を示すものです。

②活動メンバーよりリーダー・副リーダーを選出し、メンバーがお互いに自覚と責任をもって民主的な運営をおこない、定例会議を毎月開催します。

③リーダー・副リーダーは、定例会議の議事進行及び記録、並びに全体の取り組みのまとめ役を担います。

④定例会議では、本部報告や取り組み提案等の他、組合員活動の企画・協議・調整をおこないます。

⑤定例会議では、年間の活動計画をメンバーで相談の上、計画書を作成し、担当職員に提出します。
年間計画づくりにあたっては、テーマ別（環境・平和国際交流・食育・産直）に応じた企画として、活動計画に落とし込んでいきます。

⑥テーマ別組合員活動「活動報告書」を企画開催ごとにテーマ別組合員活動メンバーが作成し、担当職員が内容確認後、地域活動推進部に提出します。

⑦定例会議の報告書は、書記（副リーダー）がフォーマットに記録したものに基づき、会議終了後にリーダー・副リーダー・理事・担当職員で会議の内容を振り返り、修正を加え、統一様式の報告書「テーマ別組合員活動定例会報告書」にまとめます。振り返りでまとまったものを担当職員がパソコン入力し、地域活動推進部に送付します。（会議後 1 週間以内に送付）

⑧組合員募集企画については、人数及び募集方法などをテーマ別組合員活動定例会議で検討します。

【託児】

①テーマ別組合員活動定例会議開催にあたって、託児を必要とする場合は 4 週間前までに「託児支援ひまわり」などに依頼します。

②テーマ別組合員活動メンバーが会議や行事へ参加する際の子どもの託児料は、無料とします。

【その他お約束】

①試食会や料理講習会など食材を使用する場合は、原則としてパルシステムで取り扱っている商品を使用して下さい。

②テーマ別組合員活動の連絡窓口は、本部担当職員とします。

③政治や宗教活動、営利を目的とした活動はできません。

④組合員に対し、署名やカンパ等を求める場合は、理事会の承認を必要とします。

◆役割

所属	役割
リーダー	定例会議の議事進行、企画への参加。理事・職員・活動メンバーとの調整
副リーダー	定例会議のリーダー補佐、記録および書記。リーダー・理事・職員・活動メンバーとの調整
組合員	定例会議および企画への参加。
理事	定例会議の議事進行サポート。企画への参加。リーダー・副リーダー・活動メンバーとの調整
職員	定例会議のサポート。企画への参加。リーダー・副リーダー・活動メンバーとの調整

8. 「テーマ別組合員活動方針」

テーマ別組合員活動 「環境」 方針

●パルシステム「環境・エネルギー政策」並びにパルシステム茨城 栃木の環境方針に基づき、持続可能な「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」に向けて取り組みをすすめていきます。

（1） SDGsの基礎を学び、家庭で出来るSDGsを広めます。
・石けん利用を通じた水環境保全によるSDGs貢献
・気候変動による影響とその対策等についての学びの場の提供

（2） 持続可能な社会をめざし、次世代を担う子どもたちに対して環境体験型企画を開催し、学んだことを実践する力を育てます。
・行政や地域団体と連携した、涸沼を始めとする湖沼や森林での体験学習の実施

（3） 3R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）をキーワードに資源循環型社会をめざします。
・3Rを学ぶため工場見学会の開催

（4） 海洋プラスチックごみ問題を考える機会を提供します。
・先進団体との連携や情報収集による家族で参加できる場の提供

（5） 家族の健康と環境を守るため、より地域に密着した石けん利用普及活動に取り組み、日常生活の中に石けんを取り入れ実践する意欲を広めます。
・『レッツ・トライ「石けん」ライフ～2023 改訂版～』を活用した石けん学習会の開催
・『レッツ・トライ「石けん」ライフ～洗濯編～』の作成に向けた情報整理及び冊子編集

（6） 省エネや再生可能エネルギーについて学び、理解を深めます。

テーマ別組合員活動 「平和国際交流」 方針

●安心して暮らせる共生社会をめざし、平和・国際交流活動に取り組みます
他団体などと協力・連携し、平和・国際支援、海外文化を学び、理解する活動に取り組みます。また、センター委員会などと、学習会を通して平和の学びや情報を共有し平和の輪を広げます。

①子どもから大人まで、すべての世代と平和の大切さを共有し、継承活動に取り組みます。
②NPO 法人日本ファイバーリサイクル連帯協議会や茨城県ユニセフ協会の活動を支援、協力し、貧困・紛争・災害に苦しむ世界各地の人々の未来を守るための取り組みを進めます。
③パルシステムの商品を通じて、フェアトレードや海外産地・現地の暮らしの現状や文化等についても学びます。
④地域で暮らす外国人と交流することを通して、多文化共生を目指す取り組みをします。

テーマ別組合員活動「食育」 方針

●手づくりを基本とした食の大切さを伝え、実際に作る楽しさを体験して、感謝の気持ちを育み、食べ物を選ぶ力を身につけるための食育活動をおこないます。

①お米＋一汁二菜（4つのお皿）のバランスの良い日本型食生活の大切さを伝えるために、コミュニケーションを大事にした楽しい食育活動を広めます。
②地域で育まれてきた食材と料理を学び、広めます。
③毎月1回定例会を開催し、出前授業の練習、意見交換、学習会等をおこない、幅広い年代に向けた食育活動を検討します。
④オンライン開催も視野に入れた、子どもや親子向けなどテーマ別の料理教室・食育出前授業をおこないます。
⑤組合員向け企画や地域貢献できる活動として、幼稚園や保育園、小学校向けに「紙芝居」「パネルシアター」などの教材を使って、新たな形で食育の出前授業を検討します。

テーマ別組合員活動 「産直」 方針

●食と農をつなぎ　心豊かな暮らしをめざし　産直活動をすすめます
産直産地の取り組みを自ら学びパルシステムの産直を広く伝えます。

① パルシステムの「コア・フード」「エコ・チャレンジ」の生産者と交流して、産地の努力や農業の実態への理解を深めます。
② 産直産地の取り組みや現状を理解するために産地研修を実施します。
③ 様々な学習会を企画（オンライン含む）・運営し、産地のこだわりを広く伝えます。

9. 交流活動

1. パルシステム産直交流活動

茨城県内の産直産地である「JA つくば市谷田部」「葉菜野果産直」「八千代産直」「エコーたまつくり」「JA やさと」「茨城 BM 自然塾」などと、年間を通して学習・交流をすすめています。また、県外のパルシステムグループ産直産地とも、産直講座や重点産地交流を行い、生産者と消費者の相互理解を深めています。

2. 食と緑の交流事業（JAつくば市谷田部）

地域の消費者と生産者がお互いの立場を理解し、共に土と自然に触れながら、農業体験や交流を通じて顔の見える関係をさらに強めるために、JA つくば市谷田部と「食と緑の交流事業」をすすめています。
「田んぼの学校」では田植えから草取り作業、稲刈りを体験し、「畑の学校」では野菜の播種・定植から草取り作業と収穫体験、「きのこの学校」では、原木のきのこ栽培として、植菌・本伏せ・収穫体験をおこないます。

3. 生産者消費者協議会

「会員生協別交流会」

全国のパルシステム産直産地の生産者と消費者（組合員）が直接顔を合わせ、「食」や「農」について考え、相互理解を深めていくことを目的に毎年会員生協別に交流会を開催しています。産地の取り組み報告を受け、生産と消費、また生活の視点から活発な意見交換がおこなわれています。

① ※「生産者・消費者協議会会員生協別交流会」の実行委員会メンバーには、活動補助費として一人当たり 1,000 円／日及び交通費を実費支給します。

「女性生産者交流会」

全国のパルシステム産直産地の女性生産者と消費者（組合員）が直接顔を合わせ、相互理解を深めることを目的に「青年農業者交流会」と交互に隔年で開催しています。女性生産者特有の課題や同じ生活者としての課題を共有し、課題解決の方向性を探る場ともなっています。

「青年農業者交流会」

全国のパルシステム産直産地の青年農業者と消費者（組合員）が直接顔を合わせ、相互理解を深めることを目的に「女性生産者交流会」と交互に隔年で開催しています。次世代を担う青年農業者が持つ課題や目標を共有し、「食」と「農」の未来についてそれぞれの立場で考えます。

4. 公開確認会

「公開確認会」とは、農畜産物の食に関わる安全性や生産者の努力を、パルシステムの産直が目指す産直四原則に照らして、消費者自身が確かめ、産地を適正に評価し、生産者と消費者がより深く理解し合うための交流の発展的なシステムです。公開確認会の役割などの理解を深め、産地を適正に評価するために、必要な技能と基礎的知識を習得することを目的とした「監査人講習会」があります。
※「公開確認会」に監査人として参加するメンバーには、活動補助費として一人当たり 1,000 円／日及び交通費を実費支給します。

＜産直四原則＞
①生産者・産地が明らかであること
②生産方法や出荷基準が明らかで生産の履歴がわかること
③環境保全型・資源循環型農業を目指していること
④生産者と組合員相互の交流ができること

5. 大豆トラスト活動

「大豆トラスト活動」とは、市民が大豆生産地の一定区画にお金を出し、生産者とともに国産大豆を作り、できた大豆を食べ大豆の自給率向上を目指す活動です。当生協でも「遺伝子組換えでない安全・安心な国産大豆を栽培し自給率を上げよう！」と 2010 年からスタートしました。組合員と一緒に遺伝子組換えでない大豆種を守り、生産者と交流しながら農業の現状や課題についても学んでいきます。

10. 商品活動

1. パルシステムの「5 つの超えてく」宣言

・パルシステムは組合員とともに、もっといい明日に向かって行動することを宣言します。

①安全安心で、超えてく

・私や家族、そして商品づくりに関わる、すべての人と地域にとっての安全安心を実現します。

②ジェンダーフリーで、超えてく

・社会や身のまわりの、思い込みや不平等を見直し、新たなくらし提案や、商品、サービスをつくりあげます。

③交流で、超えてく

・顔の見える関係を一歩先に進め、誰もがワクワクする「五感と記憶に残る」交流を育みます。

④くらし方で、超えてく

・「私にいいが、世界にいい」を共通の価値観に。サステナブルで、心地いい、健やかなくらしを楽しみます。

⑤協同で、超えてく

・多様性を認めあい、支え合いが広がっていく社会へ組合員活動を超え、社会のアクションに変えていきます。

【取り組み名称】

・読み方は誘いあう感じで「こえてく？」と前向きに呼びかけることをイメージしました。ロゴは「超」にバネを持たせ、自分だけで超えるのではなく、人の力を借りながらのびやかに「超える」をイメージしています。

もっといい明日へ 超えてく

2. 商品統括活動

さまざまな場面で、商品に関する組合員の声（意見・要望・提案）を整理・集約し、パルシステム茨城 栃木の意見をまとめ、連合会に伝える商品論議の場です。また、開発改善サポート・普及活動など、情報の共有化もはかります。

また、商品統括活動では、パルシステムの根幹である『商品を論議する場』を継続し、パルシステムグループ統一テーマパルシステムの「5 つの超えてく」宣言の取り組みを実行する事務局を担い、パルシステム茨城 栃木の年間の取り組みを協議・作成し、理事会に提言していきます。

3. パルシステム・ライフアシスタント（PLA）

【目的】

パルシステムのブランド価値を象徴する基幹商品について、「組合員から組合員に」伝え広げる活動を促進します。

【役割】

①パルシステムの理念や商品に関する情報（商品の成り立ちや特徴、商品政策、商品に関わるさまざまな取り組み）を正確に把握し、生産者の取り組みや想いと商品の価値をくらしの視点に立って多くの組合員に伝えます。

②パルシステムの「5 つの超えてく」宣言を広く推進し、パルシステムの理解度をアップさせます。

【位置づけ】

商品統括活動のもとに位置づけ、事務局は地域活動推進部とします。

【活動内容】

①新規加入組合員を対象にパルシステムの基礎商品を伝える企画を開催し、利用の定着につなげます。

②企画開催時には、「パルの会」等の各エリアの活動の情報提供をおこないます。

③センター委員会や各テーマ別組合員活動からの要請に応じ、PLA が作成した商品資料を基本に、伝える活動をおこないます。

④各エリアで年４回開催される「パルの会」では、センター委員会のメンバーが商品の説明をおこないます。そのためにセンター委員会からの要請に応じて、事前にセンター委員会のメンバーを対象に、商品についての学習会をおこないます。

⑤パルシステム連合会主催のPLA実践塾の受講ならびに連合会やメーカーを講師に招いての学習会などを開催し、スキルアップを図るとともに学んだ事を地域の組合員へ伝える活動をおこないます。
⑥各エリアのセンター委員会のなかで当月・前月のPLA活動内容について報告します。
⑦各センターおよび各営業所、各委託会社からの要請に応じ、組合員の視点で商品の良さを伝える活動をおこないます。

【PLA担当者会議の運営】
①PLA担当者会議を月１回開催し、情報の共有化及び活動の企画・協議・調整をおこないます。

【要件】
①PLA養成講座を受講、修了した組合員についてPLAとして認定します。
②PLA資格者が役員（理事・監事）在任中は資格休止期間とします。

【要請・補助・費用等について】
①活動要請は基本的に２ヶ月前までに、別紙「PLA活動要請申込書」にて申し込みをおこないます。
②PLA活動に対する活動補助費として、1回につき2,000ポイント付与と交通費（実費）を支給します。
③事務局はPLA企画報告書の提出を確認後、事務局で精算手続きをおこないます。

【活動任期】
①任期はありません。
②年度途中での活動については、PLA担当者会議で協議し判断します。

ＰＬＡ宣言と約束について

（パルシステム連合会作成）

＜宣言＞
１　産直と環境のパルシステムの歴史を理解し、パルシステム商品の特性を伝えます。
２　組合員の視点で、わかりやすく伝えます。
３　生産者・製造者の思い、苦労、取り組みを組合員に伝える、橋渡し役となります。
４　組合員のくらしから学ぶ姿勢を大切に、職員・社員と連携しながら商品活動・商品づくりを向上させていくパートナーとなります。

＜約束＞
１　役割　①商品の良さをわかりやすく、正確に伝えます。
　　②参加者の会話を引き出し、生産者・製造者・組合員の思いをつなぎます。
２　態度　明るく親しみやすい態度を心がけ、話を良く聴き、誠実に対応します。
３　配慮　参加者の誰もが発言しやすく、組合員どうしの会話が生まれる雰囲気をつくります。
４　守る　①参加者の発言を否定することや押し付けをしません。
　　②時間を守り、守秘義務を守ります。

４．ほしいをカタチにプロジェクト

組合員のみなさんがパルシステム商品の開発や改善に取り組む活動です。開発テーマに基づく商品をパルシステム商品担当と一緒に開発していきます。

活動がある場合は募集をおこない、活動補助費として、1回に付き1,000ポイント付与と交通費（実費）を支給します。なお、この活動はパルシステム連合会で抽選するため毎年ある訳ではありません。

11. くらしサポート活動

1. 生活支援たんぽぽ／託児支援ひまわり

「生活支援たんぽぽ」は、パルシステム茨城 栃木の組合員が「困った時はお互いさま」の気持ちを大切にし、自分の出来る範囲で無理なく助け合い、より心豊かに暮らせる社会づくりを応援したい・・・。そんな組合員さんのあたたかい思いから生まれました。この趣旨に賛同し、活動メンバーとして登録された組合員が、日常生活の中で本当に困っている組合員のお手伝いをします。

【エリアコーディネーター】

●利用組合員と活動メンバーをつなぐ役割として活動します。

●コーディネーター会議を必要に応じて行います。

●活動手当てについて

① コーディネートのために利用組合員宅を訪問した場合、訪問1回につき 1,000 円と交通費実費を支給します。

② 電話でのコーディネート成立の場合も、1,000 円とします。

③ 同一の依頼者の利用期間が長期(3ヶ月以上)に渡る場合、再コーディネートします。

④ 通信費として、1,000 円／月を支給します。(9 月と 3 月の年 2 回の後払い)

⑤ コーディネーター会議・研修会等に出席した場合、活動補助費 1,000 円、交通費実費を支給します。 ※1日のうちで会議が重複した場合、活動補助費は 1,000 円のみとします。

(1)生活支援たんぽぽ

【お手伝いの内容】

●産前産後の家事のお手伝い

●病気やケガの時の買い物や食事づくり、育児のお手伝い

●高齢の方の掃除・洗濯・話し相手や買い物・通院の付き添い、食事作りのお手伝いなど

※高齢者や病気の方の介護などの専門的な技術を要すること、入院患者の付き添いや介護、活動メンバーの車に利用組合員を同乗させての送迎や買い物は行えません。その他、内容によって受けられないこともございますので、詳細は「助け合い活動事務局」までお問い合わせ下さい。

【活動する方・利用される方】

組合員であれば、活動メンバー、利用する組合員のいずれにもなれます。

【利用時間と料金】

①原則として平日(月曜日～金曜日)の午前 9 時から午後 5 時までとします。

②活動は 1 時間からとし、以後の活動は 30 分単位とします。(15 分を越えた場合は 30 分として計算)

③1 日の利用時間は、原則として 4 時間までとします。

④利用料金は、1 時間 900 円及び交通費(実費)とします。(尚、土・日・祝日及び時間外活動については、1 時間 1,000 円とします。)

※詳しくは、「生活支援たんぽぽ事務局」までお問い合わせ下さい。

連絡先:0120-167-721　TEL:029-300-7721 (受付時間　月～金 9:00～17:30)

(※託児支援ひまわりについては、『21.組合員活動における「託児」に関するお願いとお約束に記載』)

2. くらし見直しの会　LPA(ライフプラン・アドバイザー)

【くらし見直しの会がめざすもの】

①組合員活動の一環として、「くらし見直しの会」活動(学習会等)を通じ、組合員のくらしに役立つライフプランづくりのサポートを行います。

②LPA(ライフプラン・アドバイザー)自身のスキルアップを図り、組合員へくらしに役立つ情報を提供したり、学習の場を提供します。

【会員資格と任期】

①会員資格は、パルシステム茨城 栃木の組合員で、コープ共済連のライフプラン・アドバイザー(LPA)資格を有する方。

②任期は、資格取得後 2 年間は、くらし見直しの会活動に推進役として携わるものとします。

2 年の任期満了後は、本人の自由意志のもと、任期を妨げません。

【活動内容】

①講師及び学習会プランニング活動

＊保障の見直し学習会やセンター委員会等の要請による講師

＊CO・OP共済推進のための学習会での講師

②広報活動

＊くらし見直しの会の活動を多くの方に知っていただくための広報活動

＊機関紙「みらい」等を通じた、ライフプランの見直しなどの情報提供

③定例会参加

＊全体で定例会を開催（スキルアップのための勉強会や情報交換等）

【活動補助費について】

① 活動補助費として、1 回につき 1,000 円と交通費（実費）を支給します。

【資格取得のための補助】

①資格取得のための援助（資格取得のための研修にかかる費用の一部を生協が負担します。）

【LPA 活動の援助】

＊学習会などの活動に応じて講演料 3,000 円及び交通費（実費）が支給されます。（1 つの学習会を複数名で開催した場合、全体で 3,000 円となり、講師にて按分します）

＊新しく講演カリキュラムを作成した場合、作成料 3,000 円が支給されます。

【その他】募集は不定期

3. カレッジ「とらいあんぐる」

カレッジ「とらいあんぐる」は、組合員同士の教え合い・学び合いの精神に基づき、パルシステム茨城 栃木の組合員とその家族で、「知識」「技術」「特技」をお持ちの方々が講師として登録した制度で、さまざまなジャンルの依頼に対応できます。

【カレッジ「とらいあんぐる」利用の手引き】

1.利用基準（ルール、時間など）

①カレッジ「とらいあんぐる」を利用できるのは、パルシステム茨城 栃木の組合員及びセンター委員会、palくらぶ、palサークル等の生協登録組織です。

②講師一覧に基づき、依頼したいジャンル・講師を探します。（講師一覧はHPに掲載）

③カレッジ「とらいあんぐる」事務局へ利用希望日の 2 週間前までに申し込みを行います。

④申し込み確認後に事務局がコーディネートし、コーディネート終了後に利用者が直接講師と打合わせを行います。

⑤利用時間帯 9:30～18:00 の間で、2 時間を基準とします。（それ以外は別途相談）

⑥講師料金 2 時間 3,000 円＋講師交通費

＊延長希望の場合、30 分毎に 500 円の追加料金がかかります。

＊教材費等は別途かかります。

⑦講師の交通費はパルシステム茨城 栃木の基準に準じます。

＊公共交通機関利用の場合・・・・実費支払い

＊自家用車使用の場合・・・・・・・・往復距離数（㎞）×パルシステム茨城 栃木規定額

※交通費は、講師自宅から開催会場までになります。規定額はお問合せ下さい

⑧講師に支払う活動費・交通費は、依頼した組合員個人または活動組織が支払います。

⑨活動中における事故への対応は、「行事保険」が適用されます。

2.申し込み方法

利用を希望される場合は、事務局へ電話連絡をお願いします。申し込み用紙を郵送致します。（FAX でも受け付けます。）

※講師の活動内容やご利用のご相談など気軽にお問い合わせ下さい。

事務局電話番号 連絡先:0120-303-169 TEL:029-303-1616 地域活動推進部

※講師の登録も、随時受付しております。ご希望の方は、事務局までご連絡下さい。

12. ピースアクション実行委員会、茨城県ユニセフ協会運営委員会、栃木県生協連

1. ピースアクション実行委員会（茨城県生協連）

●平和活動

(1) 平和を学ぶ活動を通じて、次世代に継承する取り組みを進めます。

①茨城県生協連主催「ピースアクションinいばらき」に実行委員として参加し、他団体と協力・連携をしながら企画立案・運営までをおこないます。

②戦争の悲惨さと平和の大切さを学ぶために日本生活協同組合主催の「ピースアクションｉｎヒロシマ・ナガサキ」の企画・開催に協力し、平和の大切さの継承活動を進めます。

2. 茨城県ユニセフ協会運営委員会

●ユニセフ活動

(1)茨城県ユニセフ協会と連携して、ユニセフの活動を普及するための学習会の実施や広報、募金の呼びかけ活動等をおこないます。

3. 栃木県生協連

(1)2018年4月、パルシステム茨城 栃木が栃木県生協連の会員区分が正会員となりました。栃木県生協連のネットワーク活動などに参加し、会員相互の情報交換や交流を深めていきます。

13. 福祉政策推進委員会、福祉プロジェクトチーム

1. 福祉政策推進委員会

(1) 福祉政策推進委員会は、理事会のもとの小委員会と位置付け、福祉的視点について協議をおこない年度方針を作成します。また、パルシステム共済生活協同組合連合会の小委員会である福祉・たすけあい委員会の課題を共有し連動することでパルシステムグループと一体となった取り組みを推進していきます。なお、委員会の運営については福祉政策推進委員会規則に基づき運営します。

【福祉的視点】

・助け合い活動も含めた福祉活動全般について、生協の特色を活かした総合的なサポート力が発揮できるように課題協議をおこないます。

・セカンドリーグ茨城と連携し、子育て世代への取り組みを検討します。

・セカンドリーグ茨城や行政、他団体と連携して高齢者、障がいを持たれている方、生活に困窮されている方等を対象とした地域福祉（＝地域に寄り添った福祉活動）の取り組みや、助け合い活動としての「多世代多機能居場所づくり」をすすめます。

2. 福祉プロジェクトチーム

【目的】

パルシステム茨城　栃木の理念・ビジョン、政策や方針及び福祉政策推進委員会の方針に基づき、自主的・自発的な組合員活動の組織として、地域に根ざした福祉活動をすすめます。

【役割と運営について】

①福祉政策推進委員会の方針に基づいた計画や企画の運営、実行をおこないます。方針に基づいた企画や方向性は福祉政策推進委員会で検討します。なお、福祉プロジェクトチームでも企画立案、学習、調査研究等もおこなえる場とします。

②定例会を開催し福祉活動や組合員活動に関わる課題や情報の共有をおこないます。

③福祉活動を通じて地域社会の課題解決に貢献すると共に、地域に広めることで共に活動する仲間を増やします。

④センター委員会やテーマ別組合員活動との連携をはかり、活動の広がりをつくります。

【構成・登録】

①構成は、組合員、理事 1～2 名、担当職員 1 名とします。

②活動メンバーは組合員向けに募集をおこないます。

③登録期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで（事業年度）とし、1 年ごとの更新となります。

④組合員は、パルシステムの取り組みや利用のしくみ、取り扱い商品をご理解いただくために、原則として「通常利用」をしている組合員とします。

⑤組合員 1 名（＝組合員番号 1 つ）につき、1 つの登録とします。組合員以外は登録できません。

⑥活動メンバーは、テーマ別組合員活動及びセンター委員会の委員長・副委員長との兼務できません。

⑦役職員・定時職員は、活動のメンバーになることはできません。

【活動のメンバーの手当などについて】

①手当て

定例会議や諸活動の集まりに際し、活動補助費として一人当たり 1,000 円／日および交通費を実費支給します。

②会場費補助

有料施設を使用する場合は、組合員活動予算から支出します。

【託児】

①定例会議や行事開催にあたって、託児を必要とする場合は 4 週間前までに「託児支援ひまわり」などに依頼します。

②活動メンバーが会議や行事へ参加する際の子どもの託児料は、無料とします。

【その他お約束】

①試食会や料理講習会など食材を使用する場合は、原則としてパルシステムで取り扱っている商品を使用して下さい。

②福祉プロジェクトチームの連絡窓口は、本部担当職員とします。

③政治や宗教活動、営利を目的とした活動はできません。

④組合員に対し、署名やカンパ等を求める場合は、理事会の承認を必要とします。

福祉政策推進委員会　方針

●パルシステム茨城 栃木の理事会のもとの小委員会と位置付け、また、パルシステム共済生活協同組合連合会の小委員会である福祉・たすけあい委員会の課題とも共有し、連動をしながら地域の福祉活動全般の課題解決に向けて協議し、福祉プロジェクトチームを通じて誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域づくりをすすめていきます。

① 高齢者、障がいを持たれている方、生活に困窮されている方などを対象とした地域福祉（＝地域に寄り添った福祉活動）の取り組みとして学習会や居場所づくりなどを行政(社協含む)や NPO 法人、各種団体と連携してすすめていきます。

② 子育て世代への支援は、地域の人々のつながりによる助け合い活動を啓発含めてNPO 法人セカンドリーグ茨城や行政と連携してすすめていきます。

③ 地域のささえあい拠点としての「多世代・多機能居場所づくり」を、パルシステム共済連福祉・たすけあい委員会と連動して引き続きすすめていきます。

14. 組合員活動費の考え方（みんなの組合員活動費）

●組合員活動費は何のためにあるのでしょうか？

生活協同組合パルシステム茨城　栃木は、『心豊かなくらしと共生の社会を創ります。一人ひとりの愛と自立した協同の力で、心豊かなくらしの創造と誰もが公平に生きつづけられる社会をめざします』を理念に掲げて活動しています。理念の実現のためには、安定した事業活動とともに組合員活動の発展が不可欠です。組合員の自主的な活動を地域社会に豊かに広げるために組合員活動はあります。その活動を広げるため、活動にかかる費用の一部を補助します。これが組合員活動費です。

●活動目的にあった使い方をしましょう

生活協同組合は、組合員一人ひとりが商品やサービスを利用することから事業が成り立っています。この事業による収益は、人件費・物件費などの事業経費として運用されるほか、「組合員活動費」として活用されています。これらの経費はいずれも、全組合員の商品利用から生み出された貴重なお金です。組合員活動の目的にそって大切に使いましょう。

●組合員活動費の基本的な考え方

（1）地域や社会と関わる、自主的な活動の場を広げるための活動費用を補助します。これは、組合員活動にかかる費用の全額を支援するという意味ではありません。

（2）パルシステム商品やサービスの利用を促進し、参加や活動がより広がるよう、組合員全体を視野に入れて支出するようにします。

（3）「民主（みんなで確認する）」「公正（正確でいつわりのない）」「公開（組織全体に開かれている）」に基づき、常に有効かつ適正に活動費を使います。

（4）活動への補助費用という観点から、参加者自身が費用分担する「自己負担（受益者負担）」を原則とします。

15. 企画参加費の考え方

【バス使用企画の参加費の目安】

≪バス代基準料金算出方法≫

①大人料金（中学生以上）＝貸切バス料金支払い総額÷バス座席数×50％（※生協負担50％）

②小人料金（4 歳以上～小学生以下）＝大人料金（上記①）×60％

≪参加費≫

①大人参加費＝大人バス代基準料金＋各企画オプション（※1）

②小人参加費＝小人バス代基準料金＋各企画オプション（※1）

③幼児（3 歳以下）＝バスの座席使用の場合は一律 300 円。座席を使用しない場合は無料。各企画オプションは加えないこととします。

※1：企画オプション＝昼食代、入園料、イベント参加費など

【委員の企画への参加費】

①委員の各企画への参加費は、開催にあたり役割を担った場合は無料とします。

②受益者負担の考えに立ち、参加組合員と同等の益（野菜の収穫や製作したものを持ち帰る等）となる場合は、同額を支払います。

16. 試食会や料理講習会を実施するときの注意事項

組合員活動は自主的な活動とはいえ、生協の活動としての社会的な責任があります。
食品を扱う際の安全、衛生管理、著作権、個人情報の管理などに十分注意しましょう。

【準備】

1. 試食品や調理食材の手配

①試食会や料理講習会など食材を使用する場合は、原則としてパルシステムで取り扱っている商品を使用して下さい。

※食材の賞味期限や消費期限は、必ず確認しましょう。

②参加人数に合わせて、当日食べきれる分だけ発注しましょう。

【当日の注意】

2. 地域の集会室などを利用して調理・試食する場合は、食中毒事故防止のため次のことに注意しましょう。

（※詳細は次ページ参照）

①調理担当者は、身支度を整えます。（エプロン・三角巾・マスク・ゴム手袋着用）

②体調を崩している人や手指にケガをしている人は、直接食品に触れないようにしましょう。

③衛生管理を徹底しましょう。

※手洗いの励行、清潔な調理器具、食器類、布巾などを使用しましょう。

④調理後はすぐに試食しましょう。

⑤後片付けはしっかりと行いましょう。

※使用した調理室の備品は洗って定位置に収納します。ゴミは持ち帰るなど、次に利用する人のためにも、きれいに後片付けしましょう。

調理室には、包丁や熱湯など危険なものがたくさんあります。お子さんと一緒に調理する場合や調理終了後、調理室内でお子さんも一緒に試食する場合は、各自の責任で安全に十分注意してください。

【保健所に届出が必要な場合】

不特定多数の方が参加するイベントを行う場合は、所轄の保健所への届出が必要となります。イベントは様々なカタチで開催され、状況によって判断が異なる場合もございますので、ご不明な点は所轄の保健所にご相談下さい。

17. 食中毒等の事故をおこさないための注意事項

食中毒予防の3原則は、食中毒の原因になる細菌やウィルスを「付けない（清潔）、増やさない（迅速）、殺す（加熱）」です。料理講習会・試食会などの企画では十分に気をつけてください。

●身だしなみ

① エプロン、三角巾、マスクをつけます。髪は三角巾にしっかり入れる（髪の毛が落ちないように）。
② 時計、イヤリング、ピアス、ブレスレット、ネックレスなどの装飾品は外す。
③ 爪は、短く切り、マニキュアはつけない。
④ 調理前、トイレの後は手をきれいに洗います。※トイレへはエプロンを外してください。

●手の洗い方

手に付着した細菌やウイルスは、水で洗うだけでは取り除けません。指の間や爪の中まで、せっけんを使って正しい方法で手を洗いましょう。洗い終わったら十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

手の甲をのばすようにこすります。

指先・爪の間を念入りにこすります。

指の間を洗います。

親指と手のひらをねじり洗いします。

手首も忘れずに洗います。

① アレルギーの有無と種類を参加者に確認する。（使用する食材の原材料名を確認できるようパッケージを保管しておいてください。開催時に参加者へ確認を促してください）。
② 加熱は十分にしましょう。（腸管出血性大腸菌やサルモネラ、腸炎ビブリオなどによる細菌性食中毒の予防には、75℃、1分以上、ノロウイルスによる食中毒の予防には、85℃、1分以上）
③ 複数の食材に合せてまな板・包丁を用意できない場合は、食材を変える都度、まな板・包丁、手を洗いましょう。
④ 食品を手で分ける場合は、ビニール手袋を使いましょう。
⑤ 調理品は 2 時間以内に食べてください。
⑥ 試食品、調理した食材は、余っても持ち帰らない。

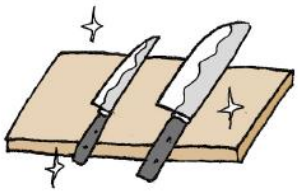

18. 施設利用案内

組合員活動等で利用するセンターの会議室などの施設利用にあたってのルールを次のように定めます。生協の施設は設備を含め組合員の大切な財産です。利用する前よりきれいになるよう心掛けましょう。

【利用対象】

原則としてパルシステム茨城 栃木の組合員とします。

【利用可能日及び利用時間】

施設	本部	配送センター	エンジョイパル（日立館） スマイルパル（土浦館） 下妻館	金沢店
通常営業日	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	10:00～17:00
土曜日	×	×	×	○
日曜日	×	×	×	×
	※土・日以外の生協の休業日（年末年始）及び施設管理責任者が定めた日は使用不可。但し、施設管理責任者（センター長・店長）の判断に委譲します。 ※使用時間は、各施設の業務(営業)開始時間から午後 5 時までとしますが、施設管理者が特に許可した場合は、この限りではありません。			

【申し込み方法】

①原則として所定の「施設使用申請書」に記入し受付窓口に提出します。

②電話での仮予約も可能としますが、「施設使用申請書」の提出をもって予約完了となります。

③仮予約の場合、申請書は使用日の 1 週間前までにセンターに提出して下さい。期日までに申請書の提出がない場合は、予約を取り消しさせていただく場合もありますのでご注意下さい。

④申請書受付時に、申請書下部の「施設使用許可証」をお渡ししますので、使用当日にご提示下さい。

※申請後であっても、使用日が本部もしくはセンター行事と重なった場合は、日程調整をお願いする場合もありますのでご了承下さい。

【受付期間】

使用日の 3 ヶ月前から受付とします。（但し、3 ヶ月前の同日が休日の場合は翌日とします。）

【キャンセルの場合】

すみやかに該当窓口に連絡して下さい。（遅くとも前日までに）

【使用後】

使用責任者は、「施設使用報告書」に必要事項を記入し、提出後確認を受けてから退出して下さい。

【注意事項】

①宗教・政治に関する集まりや営利を目的としたカルチャースクール的に利用することはできません。

②備品の持ち込み及び後片づけは使用者が責任を持って実施します。

③使用後の食器・備品等はすべて所定の位置に元通りにして下さい。

④使用後は清掃を行い、火の後始末、電気製品・照明・空調などの電源、戸締りの確認をして下さい。

⑤事故や備品などの破損・紛失等が生じた場合は、すみやかに受付窓口まで申し出て下さい。

⑥使用により生じたゴミ、その他持ち込み品は全て持ち帰りとなります。

⑦使用者の故意、または過失により施設、食器、備品に損害を与えた場合は、使用者に弁償していただく場合があります。

⑧その他、必要に応じた細則は各事業所長の判断とします。

施設利用案内

施設名	住所・連絡先・受付窓口 ※受付時間　9:00～17:00(営業日)	収容目安	備品	駐車台数
エンジョイパル （日立館）	住所：〒316-0006　日立市末広町 3-3-13 **組合員活動専用ダイヤル：　0800-800-6627** 受付窓口：　ひたちセンター長・副センター長	50 名	キッチン オーブンレンジ テーブル 20 台 椅子 60 脚	15 台程度
スマイルパル （土浦館）	住所：〒300-4111　土浦市大畑 211-3 **組合員活動専用ダイヤル：　0800-800-6664** 受付窓口：　つちうらセンター長・副センター長	60 名	キッチン オーブンレンジ テーブル 24 台 椅子 60 脚	20 台程度
下妻館	住所：〒304-0032　下妻市比毛 43-4 **組合員活動専用ダイヤル：　0120-390-433** 受付窓口：　パルシステム栃木センター長・副センター長	40 名	キッチン オーブンレンジ テーブル 15 台 椅子 45 脚	20 台程度
なかセンター	住所：〒311-0103　那珂市横堀 840-5 **組合員活動専用ダイヤル：　0800-800-6628** 受付窓口：　センター長・副センター長	30 名	キッチン 電子レンジ テレビ・ビデオ テーブル 椅子	駐車可能
みとセンター	住所：〒311-3117　東茨城郡茨城町桜の郷 1000-1 **組合員活動専用ダイヤル：　0800-800-6648** 受付窓口：　センター長・副センター長	100 名	キッチン 電子レンジ オーブンレンジ テーブル 椅子 80 脚	30 台程度
かしまセンター	住所：〒314-0004　鹿嶋市下津 273-19 **組合員活動専用ダイヤル：　0120-390-434** 受付窓口：　センター長・副センター長	10 名	キッチン 電子レンジ 食器類若干 テーブル 椅子	駐車可能
うしくセンター	住所：〒300-1221　牛久市牛久町 1024-1 **組合員活動専用ダイヤル：　0800-800-6687** 受付窓口：　センター長・副センター長	60 名	キッチン オーブンレンジ テーブル 椅子	30 台程度
パルシステム 栃木センター	住所：〒323-0819　小山市横倉新田 198-1 **組合員活動専用ダイヤル：　0120-390-433** 受付窓口：　センター長・副センター長	50 名	キッチン 電子レンジ テレビ、DVD テーブル 椅子	30 台程度
金沢店	住所：〒316-0015　日立市金沢町 5-9-1 電話：　0294-34-3917 受付窓口：　店長	10 名	テーブル 椅子	駐車可能
本部	住所：〒310-0022　水戸市梅香 2-1-39 電話：　029-227-2225　／　0120-289-500 受付窓口：　本部　人事総務部	20 名	テーブル 椅子 給湯施設	駐車可能

※受付時間は、営業日の 9:00～17:00 です。

※キッチン（流し台・ガス台）、備え付けの備品（お皿、はし等）については、各施設によって違いがあります。
　申し込みの際にご確認ください。

19. 組合員活動中の事故などに対する保険制度（行事保険）

パルシステム茨城 栃木では、組合員の活動中における傷害（ケガ）等、万一の時に備えて、生協行事のための補償制度である「行事保険」に加入しています。「行事保険」は、「見舞金制度（ケガの補償制度）」と「賠償事故補償制度」から構成されています。

●「見舞金制度（ケガの補償制度）」

生協にかかわる諸活動に参加を登録したすべての組合員、組合員の家族、引率者（子供を対象とした行事）が、行事に参加中及び行事開催場所と自宅の往復途上において、偶然な事故によりケガをされたり、亡くなられた場合に補償します。（天災に起因するものや病気は補償の対象となりません。）

＜例えば…＞

・産地見学会で見学中、足元がすべって転びねんざした。
・料理教室で調理中に、包丁で指を切ってしまった。
・委員会に行く途中に、車にはねられケガをした。
・会議等の会場で、階段を踏み外し骨折した。　…など

●「賠償事故補償制度」

生協が行事に参加中の組合員及び他人対して、行事主催者としての責任（法律上の賠償責任に限る）を負担することによって被った損害を補償します。（この保険では、提供した飲食物等に起因する賠償責任や車を運転中の賠償事故は、対象となりません。）

＜例えば…＞

・料理教室中、ガス爆発で組合員がケガをして、主催者として法律上の賠償責任を負った。
・行事で借りてきたテントを不注意で壊してしまった。　…など

●対象となる行事の範囲

行事保険で対象となる行事とは、生協主催の行事や生協運営に関わる活動とします。

①産地見学会
②生協まつり
③組合員を対象にした学習会・研修会
④総代会、委員会、組合員の会議
⑤加入のおすすめ活動
⑥その他生協が主催する組合員を対象とした行事

●万一事故が発生した場合

①活動中に事故が発生した場合は、まずはケガ人の治療を最優先して下さい。
②事故発生日・時間・事故状況・原因等できるだけ記録して下さい。
③生協の所属センター（センター長）にご連絡下さい。 ※ただし、土日は、センターはお休みです。

※場合によっては、支払われないこともありますので、ご了承下さい。
※「生活支援たんぽぽ」、「託児支援ひまわり」などの福祉活動についての補償は、別途「生協福祉活動保険」で対応します。

生協福祉活動保険について

パルシステム茨城 栃木「生活支援たんぽぽ」、「託児支援ひまわり」に登録された活動メンバーの方が、万一の事故の補償のために「生協福祉活動保険」に加入しています。

生協福祉活動保険は、助け合い活動・食事サービス活動・各種ボランティア活動の事務局に登録された援助する組合員の活動中の事故（傷害事故・賠償責任事故）を保障する制度です。

＊補償金額

補償区分		補償金額
見舞金制度	死亡・後遺障害	1,500 万円
	入院日額	6,000 円
	通院日額	4,000 円
賠償による補償制度	身体賠償（免責：1,000 円）	1 名名　2 億円 1 事故　2 億円
	財物賠償（免責：1,000 円）	1 事故　2 億円
	預かり物賠償（免責：1,000 円）	保険期間通算　1,000 万円

＊賠償の対象者

パルシステム茨城 栃木の組合員で「生活支援たんぽぽ」、「託児支援ひまわり」に登録されているすべての活動メンバー（活動日数が把握できること）が対象となります。なお、賠償補償においては生協が事務局として、法律上の賠償責任を負担した場合も対象となります。

＊補償内容

1. 見舞金制度（ケガの補償制度）

援助する組合員が活動中および活動場所と自宅との往復途上において偶然な事故によりケガをされたり、亡くなられた場合に補償します。（病気や地震等の天災におけるケガは補償の対象となりません。）

2. 賠償による補償制度

援助する組合員が活動中の事故により被援助者等の第三者に対して傷害を与えた場合、援助する組合員または事務局としての生協が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

＊補償の対象となる事故例

1. 見舞金制度
   - 活動中、階段を踏み外して骨折した。
   - 活動中、包丁で指を切ってしまった。
   - 活動に行く途中、車にはねられてケガをした。
2. 賠償による補償制度
   - 活動に行く途中、自転車で他人にぶつかりケガをさせてしまった。
   - 活動中、掃除をしていて置物を落として割ってしまった。
   - 活動中、不注意でお年寄りの方にケガをさせてしまった。
   - 提供した食事が原因で食中毒が発生した。
   - 買い物に行った際に預かった財布を落としてしまった。

※援助する組合員、被援助者の故意による事故の場合は、補償の対象になりません。

事故が起きた場合はパルシステム茨城 栃木「生活支援たんぽぽ」、「託児支援ひまわり」事務局まですみやかにまでご連絡ください。

連絡先）　住所：〒310-0022 水戸市梅香 2-1-39　TEL：029-300-7721　FAX：029-227-223

20. 組合員活動における「託児」に関するお願いとお約束

【託児の考え方】

●託児を設けることにより子育て世代の方々が、様々な取り組みへの参加が可能となり、生協を通して人や地域とのつながりがつくれるように応援します。

●お子さんを預ける方も、預かる方も組合員さんです。お互い様の助け合いの気持ちを忘れず取り組むことを応援します。

パルシステム茨城 栃木における託児は、「託児支援ひまわり」などの活動メンバーが担当します。「託児支援ひまわり」は、「困った時はお互いさま」の気持ちを大切に、会議やイベントに参加する組合員のお子さまを集団で託児します。活動メンバーも同じ組合員です。安全には十分配慮して、お子さまが楽しく過ごせるよう託児しますが、保育士等の資格を持った方ではないということを、あらかじめご了解下さい。

【託児支援ひまわりへの依頼方法】

①託児を依頼する場合は、企画が決まり次第、開催日の 4 週間前までに各センターにお申し込み下さい。

②それを受け各センターより、助け合い活動事務局へ託児の要請を行います。

③託児でお預かりできるお子さまの年齢は生後 6 ヵ月（首がすわっていること）～未就学児までとなります。

④活動メンバーは、子どもが 1 人でも原則として 2 名以上で活動します。活動メンバーの人数は、子どもの年齢や託児時間によって調整します。

【託児の決まり】

①託児費…活動メンバー1 名につき　平日：900 円/1 時間　※土・日・祭日：1,000 円/1 時間

②交通費…活動メンバーの自宅から会場までの往復で、公共交通機関利用の場合は実費、自家用車使用の場合は 1km×生協規定額で計算します。（キロ単価は、職員基準に準じて変動します。）
自転車の場合は、4km 以上 100 円、8km200 円でお支払いとなります。

③託児時間…会議・催しの開始前 30 分（準備）から、終了後 30 分（片付け・消毒）までを託児時間とします。

④託児料…イベント開催での託児料については、原則有料（500 円/1 人）とします。

【当日までのお願い】

①託児希望者には、事前に「託児申込カード」をお送りしますので、ご記入の上、当日受付にお持ち下さい。

②託児をキャンセルする場合、活動メンバー数の調整を行いますので、早めにご連絡ください。

【注意事項】

①企画開催前日 17 時以降のキャンセルについては、キャンセル料 500 円が発生します。企画が月曜日開催の場合は日曜日 17 時までにメールや留守番電話にキャンセルの連絡をお願いします。17 時以降はキャンセル料 500 円が発生しますのでご了承ください。

連絡先　E メール：ibaraki-kumiaiinkatudoubu@pal.or.jp　　電話番号：0120-167-721

【当日の託児についてのお願い】

①お送りしました「託児申込みカード」に必要事項をご記入の上、当日受付にお持ちください。

②当日は、雰囲気に慣れるよう、時間に余裕をもってお越し下さい。

③託児料は、お子さま 1 人に付き 500 円です。料金は、商品利用代金と合わせて請求させていただきます。

④体調の悪いお子様のお預かりはできませんので、ご理解お願いいたします。

⑤託児の途中、どうしても泣き止まない場合や他のお子さんに乱暴する等の場合は、お預かりできないことがございますので、あらかじめご承知おき下さい。＊その場合でも託児料の返金はありません。

⑥アレルギーの有無にかかわらず、託児・飲食は同室で行いますので予めご了承ください。

託児スタッフからのお願い

★ 預けられる前に

たとえば、「お母さんは今からお勉強だから、ここで〇〇さんと待っていてね。
●時には迎えに来るからね。」と、お子さんにきちんとお話してください。
どんなに小さくても、泣いていても、きちんと話したことはお子さんに伝わります。
手続きが済んだら、にっこり、そしてすばやく移動をお願いします。

☆ 託児終了後は

お子さんをしっかり抱きしめて、「ありがとう。お母さんも勉強できたよ。」の感謝のことばを忘れずにお願いします。

★持参してほしいもの　　**※必ず名前の記入をお願いします**

① 水分補給のための飲み物

② おやつ・昼食

食べ物が無い場合、他のお子さんが食べているものを取ってしまうなどトラブルの原因にもなり得ますので、必ずご持参ください。
特に、**アレルギーをお持ちのお子様の保護者の方は、忘れずにご持参ください。**
ご理解・ご協力をお願い致します。

③ 必要な方は、調湯された白湯、粉ミルク

④ 着替え一式、汚れたものを入れる袋（ビニール袋など）

⑤ オムツ、おしりふき（汚れたオムツを入れる袋も）

⑥ お気に入りのおもちゃやぬいぐるみがあれば、１点のみ

⑦ お子さんの使い慣れたハンカチ（タオル）・ティッシュ
※リラックスしてもらうためのツールを兼ねて

⑧ 昼寝用として、バスタオル又はブランケットをご持参ください。

21. 組合員活動における「個人情報」についてのお約束・ガイダンス

パルシステム茨城 栃木では、あらゆる活動において個人情報保護法の遵守が義務付けられています。組合員活動で使う企画の参加者名簿やアンケートなどの取り扱いは、他人任せにせず、一人ひとりがルールの厳守と確認を徹底して下さい。万が一、ルール違反による事故が起きた場合には、再発防止のため、より不自由なルールを決めなくてはならなくなり、結果として活動を制約することにもつながります。

【個人情報保護法】

個人情報保護法は、2005年4月1日施行され、パルシステム茨城 栃木はこの法律により「個人情報取扱事業者」の適用を受けています。そのため、あらゆる活動において法の遵守が義務付けられています。

【個人情報とは】

氏名や住所など個人を特定できる情報のことです。端的に言えば、名前のフルネームが書いてあるものは全て個人情報だと捉えて下さい。また、個人情報は、名簿など活字になっているものばかりではなく、映像・画像や音声も含まれます。

【企画案内への掲載必須項目と写真撮影や録画に関する通知】

1. 利用目的の通知

個人情報を収集する時には、利用目的を通知することが法令で義務付けられています。企画募集のチラシには、下記の様な文章を記載する必要があります。

（例）お預かりした個人情報は、お申し込みいただいた企画にのみ限定して使用します。

企画開催時の様子を写真撮影や録画する際には、以下の内容を案内に記載するか、開催日当日にお知らせしてください。

～参加組合員さんへのお知らせ～

本日の活動の様子を写真撮影させていただきます。撮影した写真は、パルシステム茨城 栃木のホームページや機関紙、SNS に記載する場合があります。予めご了承願います。もし、掲載について不都合のある方がいらっしゃいましたら、スタッフまで申し付けください。

また、個人で写真及びビデオ撮影をおこなう場合には、映像に映る周りの方の許可・同意をとってから撮影するようにしてください。ご協力をお願いいたします。

＊安心して組合員活動をしていただくため、感染防止に向けた取り組みへのご協力をお願いいたします。帰宅後、体調がすぐれない方は、早めに病院にて受診ください。なお、感染が確認された場合には、速やかにパルシステム茨城 栃木「地域活動推進部」までご連絡をお願いいたします。

＊地震など万が一の非常事態の際は、係りの誘導指示に従って、速やかな行動をお願いいたします。

2. 目的外利用の禁止

委員への勧誘や次回企画の案内等で受付名簿を利用する場合は、あらかじめ明確にその旨を組合員に通知・承認をいただく必要があります。

（例）お預かりした個人情報は、お申し込みいただいた企画と今後の委員会活動（次回企画等）のお誘いに使用します。

【名簿の作成・管理】

1. 作成時の注意事項

企画開催する上で、おさえておかなければならない最低限必要な情報とします。

2. 取り扱い時の注意事項

受付名簿や託児受付表は、記載事項の内容・量にかかわらず、重要な個人情報です。必ず責任者（報告書作成者）を決めて名簿を管理して下さい。

不必要に持ち歩くことや、余分なコピーやデータの送信は禁止します。

3. 企画終了後の注意事項

紙ベースで出力したものについては、責任者が報告書を作成後、すみやかにシュレッダーにて廃棄処分して下さい。

企画に参加されるみなさんへのお願い

組合員が生協の活動を通じて知り合い、その輪が広がっていくことは、生協のめざす活動そのものです。しかし、あってはいけないことですが、企画会場で知り合い、連絡先を交換した後、宗教・政治活動への勧誘や物品の販売などを持ちかけられるケースも想定されます。後々トラブルにならないよう、メールアドレスなど自分の個人情報は、自分で守るようにご注意下さい。アドレスなどを交換する場合は、ご自分の責任で判断し、交換するようお願い致します。尚、生協の企画などのお申し込みでお預かりした個人情報は、お申し込みいただいた企画のみに限定して使用しています。

パルシステム茨城 栃木　地域活動推進部

22.ソーシャルメディア使用に関する姿勢、行動、基本マナーについてのお願い

ソーシャルメディアは手軽さや即時性から情報・伝達手段の一つとして使用されていますが、使い方によっては、誤解を招く場合や他者の利益や権利を侵害するおそれもあります。
パルシステム茨城 栃木理事会として、トラブルの無いソーシャルメディア上の表現となるよう協議を重ねて参りました。

2022 年 9 月から、組合員各個人でのパルシステム茨城 栃木に関係するソーシャルメディア上の表現について、以下に定める姿勢や基本マナーを遵守したうえで、ご使用いただけますようご理解・ご協力をお願いいたします。

1. ソーシャルメディア参加にあたっての考え方

- 相手の発言に対し傾聴の姿勢を忘れないこと。
- 情報発信や対応に責任をもち、誤解を与えないよう注意すること。
- 個人情報を含む発言は控えること。
- 一度公開した情報は、完全には削除できないことを理解すること。

2. ソーシャルメディアにおける情報発信についての自覚と責任

- インターネットへの情報発信は、あらゆる背景や事情を持つ不特定多数の利用者がアクセス可能であることを常に意識しましょう。
- 一人ひとりの情報発信が少なからず影響を与えることを十分に認識しましょう。
- 情報発信にあたっては、法令や「組合員活動のしおり」で定められた組合員活動に関するルールを遵守しましょう。

3. 投稿に迷ったときには以下の点に該当していないか振り返ってみましょう。

- 公序良俗または法令に反し、またはそのおそれのある内容
- 第三者等になりすまし、虚偽の内容や単なる噂や噂を増長させる内容
- 建設的な議論を妨げる内容
- 第三者を人種、思想、信条等の差別、誹謗中傷あるいは本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏洩する等のプライバシー、人権等を侵害する内容の権利の侵害
- パルシステム、または第三者の著作権、肖像権その他知的財産権を侵害する行為
- 政治活動、選挙活動、宗教活動を目的とするもの
- 自己の商品や店舗会社の紹介、宣伝等の商業的行為を含む内容
- 犯罪的行為に結びつき、またはそのおそれのある内容
- わいせつ表現等を含む不適切な内容
- パルシステムの名誉や信用を傷つける内容

ＨＰイベント募集ページをリンクする場合は必ず事前にエリア担当職員までご相談ください。
イベント情報紙「このゆびと～まれ」やセンター広報紙、ＨＰイベント情報などの広報媒体で組合員の多くの方から申込があり、既に抽選が確定しているイベントがあるためです。

23. パルシステムグループの商品政策

パルシステムの商品事業は、組合員に情報を伝え、組合員の声と参加・参画で商品づくりをすすめることが基本であり、組合員を起点に「産直」「安全・安心」「環境」「情報提供」を商品政策の柱として取り組みます。

1.「産直」　　:日本の農林水産業を守り、持続可能な共生の社会づくりをすすめます。
2.「安全・安心」　:組合員の願いに応えて、安全・安心の商品づくりをすすめます。
3.「環境」　　:子どもたちによりよい環境を残すための運動に取り組みます。
4.「情報提供」　:組合員への発信力を強化し、共感型の参加を広げていきます。

商品づくりの基本

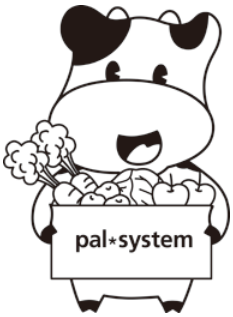

①自然や生き物の「本来の姿」を尊重しているか
②地域に根ざした食生産やくらしに貢献しているか
③「作り手」との関係に甘えや惰性、妥協はないか
④食べて「おいしい」、あって「よかった」を届けているか
⑤商品の裏側をきちんと伝えようとしているか

7つの約束

①作り手と「顔の見える関係」を築き、信頼から生み出された商品をお届けします。
②食の基盤となる農を守るためにも国産を優先します。
③環境に配慮し、持続できる食生産のあり方を追求します。
④化学調味料不使用で豊かな味覚を育みます。
⑤遺伝子組み換えに「NO！」と言います。
⑥厳選した素材を使い、余分な添加物には頼りません。
⑦組合員の声を反映させた商品づくりを大切にします。

生活用品への 6 つの想い

① 商品の成分や材質の基準を設けて、安心で安全な商品をお届けします。
② 森林を育み、「森」「川」「海」の環境を守り、石けん運動を広めます。
③ 再生原料の利用を推進し、限りある資源を有効に活用します。
④ 文化や技の継承・発展、国産のものづくりを応援します。
⑤ 「もの」を長く使い続ける良さを伝えます。
⑥ 組合員の声を反映させた商品づくりを大切にします。

食料・農業政策（基本方針）

パルシステムグループは、安心安全で安定した食料を獲得するため、生協自らが作り出す産直・農業にチャレンジしていきます。

①資源循環型・環境保全型農業モデルを実現します。
②農業の厳しい状況を切り開くため、新たな発想にもとづく事業に挑戦し、生産者とのコラボレーション（協働）を推進します。
③「フードシステム」（生産から消費まで一貫したシステム）を確立します。

産直方針

●産直の目的

パルシステムの産直は、生活者（消費者・生産者を包含する）の健康で安心なくらしに貢献するため、農業の持つ多様な価値を見直し、環境保全・資源循環を基本におき、農と食をつないで、豊かな地域社会をつくることを目的とします。

●パルシステムの産直四原則

①生産者・産地が明らかであること
②生産方法や出荷基準が明らかで、生産の履歴がわかること
③環境保全型・資源循環型農業をめざしていること
④生産者と組合員相互の交流ができること

24. 事業所案内

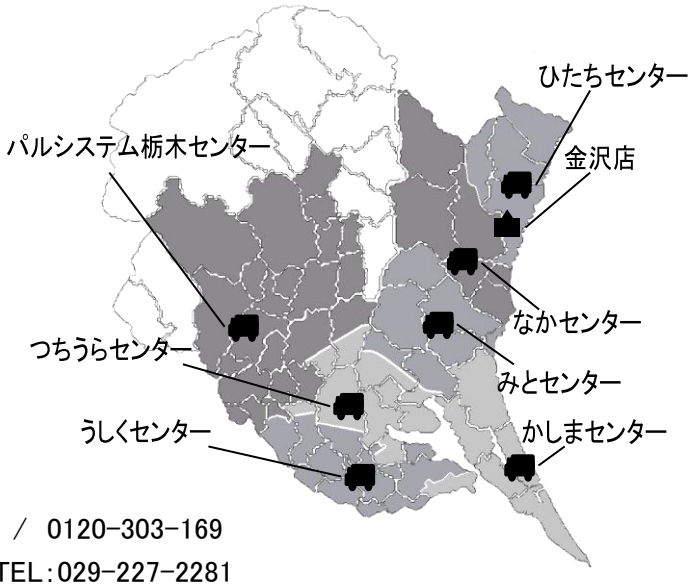

本部

〒310-0022　水戸市梅香 2-1-39
TEL:029-227-2225(代表) / 0120-289-500
FAX:029-227-2235

地域活動推進部　TEL:029-303-1616 / 0120-303-169
パルシステム事業部　TEL:029-227-2281
組織運営部・財務経理部・人事総務部　TEL:029-227-2225

配送センター

※受付時間:月～金曜日 9:00～17:00

ひたちセンター　〒319-1418　日立市砂沢町赤坂 330-1
組合員活動専用ダイヤル: 0800-800-6627 FAX:0294-43-2148

なかセンター　〒311-0103　那珂市横堀 840-5
組合員活動専用ダイヤル: 0800-800-6628 FAX:029-270-7933

みとセンター　〒311-3117　東茨城郡茨城町桜の郷 1000-1
組合員活動専用ダイヤル: 0800-800-6648 FAX:029-291-1167

かしまセンター　〒314-0004　鹿嶋市下津 273-19
組合員活動専用ダイヤル: 0120-390-434　FAX:0299-82-7092

つちうらセンター　〒300-4111　土浦市大畑 211-3
組合員活動専用ダイヤル: 0800-800-6664 FAX:029-862-1313

うしくセンター　〒300-1221　牛久市牛久町 1024-1
組合員活動専用ダイヤル: 0800-800-6687 FAX:029-871-0856

パルシステム栃木センター　〒323-0819　小山市横倉新田 198-1
組合員活動専用ダイヤル: 0120-390-433　FAX:0285-38-7618

店　舗

金沢店　〒316-0015　日立市金沢町 5-9-1
TEL:0294-34-3917　FAX:0294-36-6023

「たべる」「つくる」「ささえあう」ともにいきる地域づくり

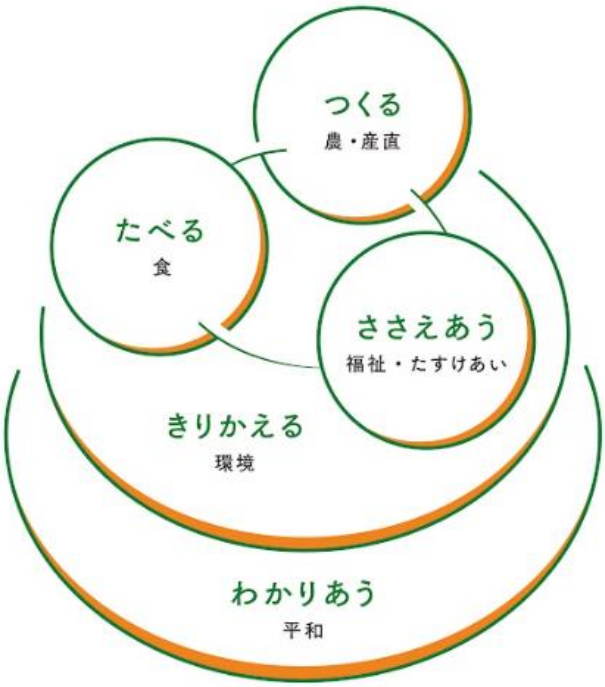

2025 年 4 月発行

〒310-0022　水戸市梅香 2-1-39
生活協同組合パルシステム茨城 栃木　地域活動推進部
TEL：029-303-1616　/　0120-303-169
FAX：029-227-2235

https://www.palsystem-ibaraki.coop/